

## 青葉山エリアにおける最新テクノロジーを織り交ぜた観光コンテンツ造成業務 及びエリアの滞在環境整備にかかる回遊性向上に関する調査業務 企画提案募集要領

本市が令和5年3月に策定した「仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョン」では、青葉山エリアが有する魅力とそれに関する市民・観光客等へのアンケート調査を踏まえ、エリアの価値をさらに高め、交流人口の一層の拡大を図るための取り組みの方向性を示した。その中で、市民や来訪者を惹きつけ、青葉山エリアを本市の観光交流の拠点とするために、ハード・ソフトの観光資源を整備していくことや、エリア内外との回遊性の向上を図る必要があるものとしている。

本業務では、上記ビジョンをふまえ、青葉山エリアに最新テクノロジーを織り交ぜた新たな観光コンテンツを造成し市内外からの来訪を促すとともに、来訪者の滞在環境の整備に向けて、エリア内外との交通・まちづくりに関する回遊性向上のための調査を行う。

### 1 業務概要

- (1) 業務名称 青葉山エリアにおける最新テクノロジーを織り交ぜた観光コンテンツ造成業務及びエリアの滞在環境整備にかかる回遊性向上に関する調査業務
- (2) 発注者 仙台市文化観光局長
- (3) 事業総額 12,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (4) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (5) 留意事項 ①本業務では青葉山エリアの観光資源を活かした体験型コンテンツの創出を目的としており、単なる機材のレンタル事業は該当しない。  
②本業務における「最新テクノロジー」とは、来訪者に驚きや感動を与え、口コミやSNS等で他者へ伝えたいくなるような内容であることが望ましい。なお、本要素は企画提案審査における審査項目としているため、ジャンルの指定をせずに幅広く最新テクノロジーの案を募集するもの。

### 2 スケジュール

公募開始	公告の日から
質問受付期限	令和6年7月12日（金）15時
質問に対する回答	令和6年7月17日（水）
参加表明書類の提出締切	令和6年7月25日（木）17時
応募図書の提出締切	令和6年7月31日（水）正午
書面審査（応募多数の場合）	令和6年8月1日（木）
プレゼンテーション審査	令和6年8月2日（金）
選定結果通知、受託候補者と委託契約の協議開始	令和6年8月2日（金）

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

- (2) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされておらず、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てもなされていないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（仙台市税が課税されていない場合は、主たる事業所が所在する市町村が課す市町村税を滞納していないこと。東京特別区に所在する場合は、法人住民税を滞納していないこと）。
- (6) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
  - ① 全ての構成員が、上記（1）から（5）に掲げる条件を満たしていること。
  - ② 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - ④ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ⑤ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - ⑥ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

#### 4 応募手続

##### (1) 受付期間

公告の日から令和 6 年 7 月 31 日（水）正午必着

※ただし、土日祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで

##### (2) 提出方法

原則として参加表明書類及び応募図書は、事務局あて直接持参又は郵送（簡易書留など送達過程が確認できるもの）により提出することとし、FAX や電子メールでの提出は不可とする。

##### (3) 提出書類及び提出部数

<参加表明書類> 各 1 部

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要又は共同事業体結成にかかる届出書（様式第 2 号）
- ③ 暴力団排除にかかる誓約書（様式第 3 号）
- ④ 納税証明書（仙台市税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）

ア 仙台市税に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の未納がないことを証する納税証明書

※仙台市内に事業所がない者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。

参考：（仙台市）

<https://www.city.sendai.jp/zese-kanri/download/bunyabetsu/shize/zeshome/shize.html>

イ 国税に関する未納の税額がないことを証する納税証明書（その 3 の 3）

参考：（国税庁）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

※電子証明書による取得も可とするが、提出の際は必ず文書によること。

- ⑤ 原本証明をした定款の写し（共同事業体の場合は、協定書や規約、運営規則の写しでも可）

<応募図書> 正本1部及び副本5部

①提案内容を説明する書類（任意様式、表紙及び目次を除き A4 版 15 ページ以内）

※左肩ホッチキス止めとし、その他製本等の装飾は不要とする。

※提案に当たっては、施工を必要とするものは造成場所の面積等を調査のうえ、関係機関への事前確認等を行い、一定程度の実現可能性を担保しておくこと。施工を必要としないものでも、誘客効果を高めるために、造成するコンテンツの利用にあたって想定される障壁等について検討し、対策も含めて提案することが望ましい。

※仕様書を熟読のうえ、少なくとも下記の項目については必ず記載すること。なお、項目名はあくまでも例示にすぎない。

（観光コンテンツ造成業務）

- ・造成するコンテンツのイメージ
- ・造成場所
- ・採用する最新テクノロジーの概要及びエリアの来訪者への訴求力
- ・本業務の効果的な実施に資するプロモーション等に関する自主提案

（調査業務）

- ・調査対象者
- ・調査内容
- ・調査方法、調査期間
- ・分析作業に関する自主提案

（受託体制）

- ・本業務の実施体制、組織体制、支援体制（体制図を記載することが望ましい）

（類似事業の実績）

- ・国又は地方公共団体が行う事業で、本事業の全部又は一部に類似した事業の受注実績がある場合は簡潔に記入すること。

②見積書及び経費内訳（任意様式）

※常設のコンテンツを提案する場合、本年度の保守等の維持管理に伴う費用等は本委託料に含めることとするが、令和7年度以降の費用については、本業務にかかる見積もりに含めない形で、別途見積額を提示すること。

③事業実施スケジュール（任意様式）

※任意様式にて、契約締結日を令和6年8月2日（金）とした場合の納品までのスケジュールを示すこと。

（4）注意事項

①応募図書の添書（任意様式）に、①代表者名、②所属先、③連絡先（担当者名、電話、メールアドレス）を明記すること。

②正本にのみ事業者名等を記載し、副本には応募者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

③提案内容を説明する書類には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

④本市は応募図書に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、提案内容を説明する書類の内容は、見積金額の範囲内で応募者が実現できる内容とすること。

- ⑤提案内容を説明する書類には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で、専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ⑥他の提案者が提案すると想定される方式等との比較を具体的に記述するなど、本市が的確に評価できるように工夫すること。
- ⑦提案内容を説明する書類の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなす。
- ⑧常設のコンテンツを提案する場合、本年度の保守等の維持管理に伴う費用等は本委託料に含めることとするが、令和7年度以降の費用については、本業務にかかる見積もりに含めない形で、別途見積額を提示すること。
- ⑨応募図書は、審査のためにのみに使用し、応募者には理由の如何を問わず返却しない。
- ⑩提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

## 5 募集要項の内容に関する質問及び回答

### (1) 受付期間

公告の日から令和6年7月12日（金）15時まで

### (2) 提出方法

以下のURLより、みやぎ電子申請サービスにて行うこと。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1719182141385>

### (3) 質問に対する回答

令和6年7月17日（水）に、質問内容とともに仙台市ホームページにおいて回答を公表する。ただし、質問内容によっては当該日以降に回答する場合がある。

### (4) その他

- ①書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ②質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

## 6 審査

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、本業務の受託候補者を1者選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

### (1) 審査方法

①提出された企画提案書は、審査委員会において以下の各項目に基づき、プレゼンテーションによる審査を行う。ただし、5者以上から応募があった際は、事務局が書面により提案内容の基本要件に照らして事前審査を行い、上位4者を審査の対象として審査委員会へ諮る。

- ア 業務理解度
- イ 業務内容に関する提案
- ウ 実施体制
- エ 同種業務の実績
- オ 見積額の妥当性

②書面による事前審査を行った場合は審査結果とあわせて、審査委員会前日までにプレゼンテーション順を通知する。なお、プレゼンテーション順は、事務局によるくじ引きで決定する。

③審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

## (2) 結果の通知

①審査結果は、審査委員会の閉会后、所定の決裁を経た上で文書により通知する。

②不採択理由の開示を希望する場合は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に、事務局あてに任意の様式により書面または電子メールで問い合わせを行うこと。

③事務局は、②の書面を受理した翌日から起算して10日以内（休日を除く）に、原則として書面により回答を行う。

## (3) 審査対象からの除外（失格事由）

①「**3 応募資格**」に該当しない場合

②本要領に違反又は著しく逸脱した場合

③選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める場合

④応募図書に虚偽の記載を行った場合

⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

## 7 選定の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消し、次点のものを受託候補者に選定する。

## 8 適正な事業執行にかかる留意事項

(1) 発注者は、業務を委託する者として選定されたもの（以下、「受託者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、発注者と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を発注者に提出すること。業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

(3) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

## 9 連絡先及び応募図書の提出先

仙台市文化観光局観光交流部観光課（担当：星野、新井）

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1（本庁舎 4 階）

TEL 022-214-8032 / FAX 022-214-8316 / 電子メール kei008020@city.senadi.jp